令和３年度　第２回　延岡市都市計画審議会
議　事　録

１．開 催 日 時　　令和３年１０月２１日（木）　１４：００～１５：１５

２．会　　場　　延岡市役所　７階　第２委員会室

３．議案の内容　　議案第１号（一般案件）
　日向延岡新産業都市計画公園　岡富第１街区公園ほか３公園の追加

議案第２号（その他の案件）
　延岡市都市計画道路の見直し方針について

４．出　席　者　　審議会委員１５名中、１３名出席

５．審議の結果　　議案第１号　原案のとおり

議案第２号　地域住民の意向の確認及び関係機関との協議を再度行った上で今後の手続きを進めること。

1．開　会 ※司会：加行都市計画課長

（事務局：都市計画課）ただ今から、令和３年度第２回延岡市都市計画審議会を開会いたします。

本日は、２名の委員が欠席されておりますが、審議委員１５名中、１３名のご出席をいただき、半数以上の出席となりますので、延岡市都市計画審議会条例の規定を満たし、本日の審議会は成立いたしますことをご報告いたします。

それでは審議に入ります前に、今回の議案の諮問を行います。本来であれば市長より諮問書をお渡しするところでございますが、本日は公務により出席できませんでしたので、代理で溝田都市建設部長より吉玉会長に諮問書をお渡しいたします。失礼ですが、会長はご起立をお願いします。

2．諮　問 ※溝田都市建設部長から吉玉会長へ諮問

3．議　事

（事務局：都市計画課）それではこれより議事に入ります。吉玉会長よろしくお願いいたします。

（吉玉会長）皆さんこんにちは。会長の吉玉でございます。ただいま、延岡市長より諮問のありました２件の議案について、ご審議いただきますが、活発なご審議のほどよろしくお願いします。

議事に入る前に、本日の審議会の議事録に署名を行う委員を指名させていただきます。今回は、柳田委員と松田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議案第1号　日向延岡新産業都市計画公園　岡富第1街区公園ほか3公園の追加（延岡市決定）

（吉玉会長）それでは事務局より、議案第１号の『日向延岡新産業都市計画公園の変更』について、説明をお願いいたします。

（事務局：都市計画課）※議案書、パワーポイントで説明

（吉玉会長）ありがとうございました。ただ今、議案の内容をご説明いただきましたけれども、内容に関しましてご質問、ご意見ございませんでしょうか。

（Ａ委員）２点質問をさせていただきます。区画整理がまだ終了をしておりませんけど今回の公園が決まりまして、皆さんの集う場所が決まったということは大変うれしく思います。質問の１点目は、場所の設定についてです。今回追加する公園が公民館と隣接をしていませんが、よく公民館活動において、公民館と公園が隣接していると盆踊りや運動会をするにしても道具の運搬等がやりやすくなるなど大変利用しやすくなると思います。公園の位置を決めるにあたって、そのような意見あるいは考え方はなかったのかお伺いします。

（事務局：都市計画課）この街区公園といいますのは先ほどの説明の中で申し上げましたが、地域の方々が使われる公園ということで、基本的には250ｍの範囲を考慮して設定をしております。先ほどスクリーンでも出しましたけども、その範囲で示した場合に、区画整理区域内にこの４箇所を設けると住宅地が網羅できるということで、換地計画の際に区画整理課と協議いたしまして決定したということでございます。

（Ａ委員）ありがとうございます。公民館とかではなく地区内において250mを考慮して、まんべんなく均等に配置した形ということですね。

２点目の質問をさせていただきます。冒頭に街区公園、近隣公園、地区公園等々全部で７種類あるということを示していただきました。街区公園の説明はいただいたんですが、後学のために他の種類の近隣公園、地区公園等の違いを教えていただけないでしょうか。

（事務局：都市計画課）街区公園は地域に根付いた公園、それ以上になりますとさらに広域な範囲を対象とする公園を設置することになりますが、街区公園の次が近隣公園になりまして 500m の範囲を見ることになりまして、その次が地区公園ということになります。対象範囲が拡がると公園の規模も大きくなっていくような考え方になっております。

（吉玉会長）よろしいでしょうか。他に何かご意見、ご質問はございませんか。

（Ｂ委員）街区公園は 0.25 ヘクタールが標準で、所定のルールのもとに配置されていることはよく理解できました。直接、この決定には関わりない部分かもしれませんが、実際これから工事を進める上で、例えばこの地区の利用されるであろう周りの方々と整備や維持管理のことについて今後、地元とのコミュニケーションというのは予定しているのでしょうか。

（事務局：都市計画課）委員のおっしゃる通り、地元に根付いた公園にしなければいけないということで、事前にアンケートをとっております。岡富第１街区、第２街区、古川令和街区公園の３箇所についてはアンケート調査が終わりまして、例としては岡富第２は遊具、ベンチ、水飲み場、四阿（あずまや）等を作るようにしています。遊具につきましては、地元の意向によって中身は違ってきますが、公園施設の種類については今申し上げましたものを整備する形で了解をいただいて、その方向で計画をさせていただいております。

（吉玉会長）他に何かご意見、ご質問はございませんか。それでは他に無いようでございますので、議案第１号につきまして、原案通りといたしますが、よろしいでしょうか。

（委員）異議なし。

（吉玉会長）ありがとうございます。それでは議案第１号は原案通りといたします。

議案第2号　延岡市都市計画道路の見直し方針について

（吉玉会長）続きまして、その他の案件の議案第２号『延岡市都市計画道路の見直し方針の策定』について、事務局より説明をお願いいたします。

（事務局：都市計画課）※都市計画道路見直しの方針（案）について説明

（吉玉会長）ありがとうございました。ただ今、議案第２号についてご説明いただきましたが、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

（Ａ委員）１点教えてください。８ページから１０ページにかけて評価の方法が書いてあり、９ページには必要性の評価指標が明記されておりますが、これにつきましては延岡市独自のものなのか、あるいは法令等々によって決まったものなのかを教えてください。

（事務局：都市計画課）これにつきましては宮崎県の方が都市計画道路見直しガイドラインというのを、平成１９年に策定されまして、それをもとに我々も準用させていただいて、評価をさせていただいております。

（Ａ委員）お聞きしましたのは、延岡地区においては昨今の大雨で、冠水常習路線であるとか、浸水の常習地区であるとかがクローズアップされているので、延岡市独自のものであれば冠水常習路線や地区を加味されてもいいのかなというふうに思ったところです。県の指針に基づくということで理解できました。

（吉玉会長）はい、ありがとうございます。他にご質問ございますか。

（Ｂ委員）１４ページに書いてある、１０－４、１０－５、１０－６の貝の畑土々呂通線が廃止路線というふうになっておりますが、皆さんご承知のように延岡南インターから旭ケ丘駅から土々呂駅、ここの１０号線が渋滞しております。国交省もこの辺を何とかしないといけないというふうに、非常に思っているところでございますけれども、まだまだこの辺については懸念事項がいろいろあって、なかなか進んでいないという状況にございます。

断面交通量を見たときに、国道１０号線はおそらく２万７０００台位なので２車線の容量をオーバーしており、この場所には現道の北方土々呂線と１０号線、一般県道の土々呂日向線があって、この廃止路線の貝の畑土々呂通線が出てきます。昨今の状況では延岡南部地区の渋滞解消及び安全安心促進期成会というのが立ち上がっております。そういう中で、国交省にもそういうご要望がきていますが、今すぐ１０号線がすぐ解決できる状況ではありませんので、１０号線をどうにかしようと考慮している中、この急傾斜地崩壊対策事業の要望箇所については、都市計画道路が入っていればできないとお聞きしていますので、この要望箇所を避けたルートでご再考いただけないかと思っています。住民の方が急傾斜整備のためには、この都市計画道路を廃止してほしいというのは分かりますけども、それであればその急傾斜を外した形で再考できないか、国県市が一体となってですね、ここの延岡南地区で何とか有効活用していきたいと思っています。今、料金低減で延岡南道路はやっていますけれども、これは令和５年度までとなっております。そういう状況の中で、この廃止路線っていうものを打ち出されると、もう国道１０号と県道しかなくなるわけで、国県市でいろいろと勉強しながら、ここの渋滞解消をいかに円滑に進めていくべきかということを考えたときに、やはりここの部分は、ぜひともルートを変えてでもこの路線は残してもらいたいと国交省としては思っています。

（事務局：都市計画課）いま話されました南部地区の渋滞解消というのは、市としても大変重要な課題であるということは当然認識しております。この貝の畑土々呂線を検討してみますと、まず一つは広域の交通処理機能の部分で、現状では延岡南道路や県道北方土々呂線が代わりを担っていただいているという認識を持っております。また今後、人口は減っていくということで交通量も減っていくと考えています。それとあわせて地区の方にお話を聞いたところ、決定当時からすると特に南部地区については住宅化が進んでおり、その住宅地の中に、通過交通を入れて欲しくないという声もお聞きしております。そういう面から今回の案として審議会の方に、廃止という形で挙げさせていただいていますが、今後は、スケジュールで申し上げましたように、住民説明会をさせていただきたいと思っています。その住民説明会で頂いたいろいろなご意見を踏まえて、国交省さんと県さんともいろいろ協議をさせていただいて、最終的な判断はしたいと考えています。ただ先ほども申し上げましたように、検証継続としている区間３の部分の伊形地区については、区画整理を行いたいと考えていたのですが、実現できず、この貝の畑土々呂通線については、全線の開通が難しい状況でありますので、整備の効果も十分に出ないという面もあります。また今後、説明会をしていく中で、国交省さんや県さんとは協議の場を持たせていただければと考えております。

（Ｂ委員）市さんの意向はよく分かりますが、やはり色んな選択肢を残しておかないといけないと思います。国道１０号線はすぐ対応出来るかというと、まだ出来ていない状況でございます。そういう中では、国交省としては選択肢という形でいくらかの可能性は残しておくべきかなと思っています。これから一緒にやっていく中で、国交省だけでは解決できる問題ではないと思っており

ますので、ぜひともその辺のところは色々とお願いしたいと思っております。

（C委員）私はこの地元の区長もしておりまして、やっと廃止になるってことでほっとしたところです。１０号線が渋滞して、そのために県がバイパスを抜いたわけです。そして一ケ岡に上がっていくようになった。そして近道をする車で大渋滞し、最初は延岡南道路から一ケ岡の大きい道につなごうかという話もありました。しかし、ここは住宅地で、活性化するところではないです。住宅地というのは、いろんな人が安心して休める場所にすべきところです。クレアパークのように、活性化するところは２４時間体制で動けるようにすべきであると思います。それと１０号線はすぐ変わらないってことで交差点の改良を当時の所長にお願いして、やってもらったところであります。そして、県道の方の踏切も危ないので、県の方で改良が済んでいます。今は、かなり交通量が減ってきていますし、霧島台の住宅地や老人ホームも計画道路上にあるので、早く廃止してくれというのが実際のところです。緩和策としての考え方は、広域農道を伊形につなぐということで、国県市で話し合いをして、今それを急いでやってもらいかなり進んでいます。ですから、緩和策としてはそこをしっかりとやっていただき、ここの地区は静かに暮らせるように、この計画道路とかを外してほしいと思います。ミニバイパスをつくるのに非常に皆協力したわけですから、そして今も協力して交通立ち番もしております。ですから、そういった意味でも今回すぐ廃止をしてもらいたい。これは地元住民の意向です。交通緩和に対しては、今言いましたように広域農道の整備を急いでいただきたい。それから延岡南道路は、なかなか料金の値下げ等は厳しいですけども、引き続き努力をお願いしたい。それから１０号線の土々呂が一番混雑しているわけですけど、ここは早く４車線化を目指してもらいたいと思います。それから今後人口は減ってきますので、これからどんどん渋滞するというようなことは、今からあまりないだろうという予想をしております。現にだいぶ渋滞の交通量は減ってきたなというのが感じているところで、国交省さんにもご理解いただいて、ぜひ今回ここはもう早く廃止をしてもらいたいというのが、地元の意見でもありますので、よろしくお願いします。

（D委員）副所長にちょっとお伺いしたいのですが、延岡南道路の料金が色々な形で見直しをしていただきましたが、料金がかかるからやはりそこで降りて１０号線あるいはここの県道、市道へ流れてくるという認識をしております。いま令和５年までというお話がありましたが、料金見直しあるいは料金撤廃ということは国の方は考えていらっしゃるのかをお伺いしたいと思います。

（B委員）そこは、まだネクスコさんとお話をしないと今は何とも言えません。いま料金低減については、ネクスコさんとは令和５年度までと聞いているので先ほど令和５年度というお話をさせていただきました。それから先どうするかというのは、今後またネクスコさんとお話をしていかないと今は答えは出せません。また、C委員のお話は重々分かった上でお話させていただいているのですが、選択肢というよりも、ある程度が作れる間には、何かその部分で抜けられないかなという思いが少しあります。だから、いきなり廃止ということではなくて、１％２％でも可能性があるのであれば残しておくのはどうかなと思った次第です。当然住民の方の意向があって、急傾斜崩壊対策事業地に都市計画道路があれば事業ができないとお聞きしていましたので、それであればルートをちょっと変えるということも選択肢としてないのかなということが国交省としての意見でしたので、それを申し上げさせていただきました。今後の経過はどうなるのか私どもも分かりませんけども、我々も頑張らないといけないところはありますが、ただ国交省だけ頑張ったところで地元の要望がないじゃないかなど、色々言われる可能性もありますので。私が道路管理課長やっていたときに１０号線については歩道も狭く、何とか整備していきたいということを整備局にも申し上げてきましたが、なかなか事業化には至っていないというのが現状でございます。簡単な問題であればすぐ上がっていくと思いますが、なかなか難しい地域の道路の課題がある状況なのかなと思っております。今日は県の所長もおられますが、またご相談しながらやっていきたいと思っているところです。

（Ｅ委員）土木事務所の所長という観点でお話をさせていただきますと、この廃止候補路線に並行して走っています一般県道土々呂日向線は、いわゆる都市計画決定されている道路ではございませんが、非常に狭い道で一番問題なのは子供さんの通学路になっているという点なのかなと思っておりまして、ここの部分について、ここも家が密集しているので拡幅するというのはなかなか現実的な面はないと思います。ただし、今申し上げましたように通学路という観点からいうと、やはり子供さんたちが安全に通行できるという意味での歩道整備といった事業は道路の事業としてはあります。実際いま、県の単独費ではありますが、一部、土々呂駅前から出たところの角の部分について地元の方とのお話ができまして、一部は少し改善というような形もやっております。ですからこの県道については、そういう交通安全という視点では、必要なところはまた地元の方とお話しながら、できるところはやるというスタンスではいますが、都市計画決定されている道路ではございませんので、そういったいわゆる自動車交通量を流すというそういう観点は現状のままから変化することはないのかなというところです。

今は土木事務所長ということで現状を話しましたが、昨年までは県の方で都市計画の課長をさせていただいておりましたので、都市計画の方から申し上げますと、この都市計画道路の廃止というのは、先ほど事務局の方からご説明ございましたけども、何十年と土地を持たれている方からすると、何も進まないのに規制だけかかっているという状態があるということで、先ほどの７ページ８ページの評価の物差しを、県が平成１９年に出していますが、もともとは国の方からの色々なご指導があってほぼ全国の県がそういうものを出して、また、大体似たようなものに従って、各市さんがこのような形で、古い時代に決定されていろいろ情勢が変化したのを、徐々に精査をして、今回のようなプロセスを踏むというのは、どこの市町でも今取り組んでいることでございます。コンパクトシティとか年代によってキャッチフレーズがあったりもしていますが、もともとこの都市計画というのは都市計画区域、延岡の場合ですと市街化区域、調整区域という設定をしております。いえば都市計画のフルスペックで計画がされているところですので、先ほど、Ｃ委員もおっしゃいましたけども人口も今後は減少するとかそういったトレンドが変化していることも踏まえてのこういう見直しという、一つの流れなのかなということで、市さんもいろんな検討なさってこういう案を作られたのかなと思っております。ただもう一方で、副所長のおっしゃる意味もよくわかりますので、現実的には土木事務所としては、先ほどの交通量を補完する並行するルートについては先ほどのような何らかの対策というのは、少しは今後もやり続けていくことになるのかなと思っております。

（Ｃ委員）繰り返しになりますけど、交通安全に対しては、やっぱり危ないということで、一ケ岡に県道を抜こうという話もありましたけど、この一ケ岡は住宅地なので、どんどん大型が入ってきたら困るということになりました。それで広域農道を早く通そうということで、いま急いでもらっているところです。この道路はもう今は、この霧島台に上っていく道で十分対応できており、霧島台は住宅地でこの住宅の中をどんどん通ってもらっては困るというのが霧島台の人たちの意向です。中村２区も、いま交通立ち番をしております。危ないという人たちは車で送ってきており極楽寺の駐車場から歩いて登校をしています。昼間はそんなに交通量ありませんので、朝晩のような心配はありません。かなり交通量は下がってきているとすごく感じています。１０号線の方はすぐの改良はできないということで、歩道だけでもということで、歩道を先に作っていただいたり、また高校生たちが暗い中走りますので、街灯をつけてもらったり、そういった安全のための対策をしてきているわけです。この都市計画道路は四、五十年前のものであり古く実情に合わないので、早く廃止して欲しいということを何回も言ってきましたし、今回の急傾斜工事もストップしてしまうので、早く廃止してほしいということで申し上げたところです。国交省さんの気持ちは分かりますがそれはちょっと、ぜひ違う方法を考えていただいて、今回は廃止の方に賛成していただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

（吉玉会長）はい、ありがとうございます。他にご意見ございませんか。

（Ｆ委員）２８ページの地図を見たときに、結構人家が多くて急傾斜地対策の要望は多いのかなと思います。やはりこの都市計画道路を廃止しないことには、対策事業ができないということですか。

（事務局：都市計画課）県の砂防課との協議の中ではそのようなことでお話をいただいております。まずはこの廃止の方針が出ないと、急傾斜地対策事業を進めることができないということです。

（Ｆ委員）そういう急傾斜地対策の要望はこの地域では多いのでしょうか。

（事務局：都市計画課）都市計画道路にかかる箇所はここだけですが、他の要望箇所の件数等については、申し訳ありませんが把握できておりません。

（Ｆ委員）分かりました。意見交換会の結果を見ても、この中にやっぱり急傾斜地事業に早く着手できるように、土々呂区間だけでも早期に廃止してほしいという地区の方の陳情も出ておりますので、これを考えるとやはり道路は廃止するなり、路線を変えていくような方向で考えていってほしいなと思います。

（Ｄ委員）今この段階を追って、廃止ですとか検証とかになっているのですが、この急傾斜地工事の場合、完全に路線を廃止しないと工事ができないのか、それとも廃止候補に挙がった段階で工事が許可になるのか、その辺のスケジュールを教えていただけますか。

（事務局：都市計画課）県との話の中では、廃止候補の公表をもって、事業の方は着手を考えているとお話をいただいております。

（Ｃ委員）急傾斜については、災害が毎年ひどくなっているものですから、やっぱり早く整備してもらいたい。住宅地で山があるものですから水が出ますので、ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

（吉玉会長）他にご意見、ご質問ございませんか。よろしいですか。

今それぞれですね、それぞれの立場からご意見いただきました。100％ご意見に沿えるかどうかというのは、改めて関係各所の中で検討いただきまして、その上で、最終的な方向性を出していただきたいと思います。やはり、住んでいる方のニーズっていうのが一番優先されるのかなというふうに思っております。その辺りも含めて、関係各所間で調整をしていただいて、また住民の方々の状況も確認しながら、またこういう災害に繋がるような状況を放置しておくということもできないでしょうし、そのあたりも勘案して、早急にどういうふうに対応するかというのを改めてご検討いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

はい。他にご意見はございませんでしょうか。

（委員）ありません。

（吉玉会長）それでは、この第２号議案に関しましては、今お話しましたように、再度検討していただく点はあろうかとは思いますけれども、この案そのものに関してはこの形でご了解いただくということでよろしいでしょうか。

（委員）異議なし。

（吉玉会長）はい。ありがとうございました。それでは第２号議案に関しましても一応原案通りということで、ただし条件つきで、住民の方々のご意向を再度確認することと関係各所とのすり合わせをもう一度行っていただく。その上で最終案を決めていただくということでお願いしたいと思

います。

　それでは、本日ご審議いただきました議案につきましては、議事の通り、市長にご報告させていただき、答申させていただきます。進行にご協力いただきまして本当にありがとうございました。それでは事務局の方、よろしくお願いします。

4. 閉　会

（事務局：都市計画課）吉玉会長ありがとうございました。

　以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。